

2023 年 1 月 27 日

厚生労働省労働基準局賃金課 御中

一般社団法人全国銀行協会

資金移動業者の口座への賃金支払に関する資金移動業者向けガイドライン案に
対する意見

令和4年12月28日（水）付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

資金移動業者の口座への賃金支払に関する資金移動業者向けガイドライン案に対する意見

No.	該当箇所	意見等
1	<p>第2 資金移動業者の指定要件 1 口座残高を 100 万円以下にするための措置(規則第7条の2第1項第3号イ) (1)措置の内容 (5頁)</p>	<p>5頁における指定代替口座の記載について、「当該資金が100万円を超えた場合の超過分等の送金先となる預貯金口座又は証券総合口座(以下併せて「預貯金口座等」という。)を労働者があらかじめ指定しておき」とあるが、口座名義に関する記載はされておらず、労働者以外の第三者の口座を指定することも可能であると読むことができる。</p> <p>11頁において、指定資金移動業者口座の残高を受入上限額以下とするために指定代替口座への送金を行う際に、労働者に手数料負担が生じないよう措置している場合、実際に指定代替口座への送金が行われた月については、労働者に手数料負担が生じることなく指定資金移動業者口座から払出する措置がとられていると解釈可能とされているが、指定代替口座が第三者の口座である場合、「少なくとも毎月1回(毎月1日から月末までの間に1回)は、労働者に手数料負担が生じることなく指定資金移動業者口座から払出することができる必要がある」との規定の主旨を満たさないことになるのではないかと考えられる。</p> <p>上記の観点から踏まえ、指定代替口座は本人名義の口座に限定することとし、その旨をガイドラインに記載する必要があるのではないかと考えられる。</p>
2	<p>第2 資金移動業者の指定要件 1 口座残高を 100 万円以下にするための措置(規則第7条の2第1項第3号イ) (2)指定代替口座に関する留意点 (6頁)</p>	<p>指定代替口座への送金については、賃金が労働者の日々の生活の糧であることを踏まえ、確実に着金する体制を整備する必要があることから、ガイドラインに以下の内容を記載する必要があるのではないかと考えられる。</p> <p>・指定代替口座の解約、名義変更が行われた場合、指定代替口座への送金を行うことができないことが想定されることから、指定資金移動業者は労働者に対し、こうした場合における情報変更の届出の徹底を入念に行う必要があること</p>
3	<p>第2 資金移動業者の指定要件 3 不正取引時の補償(規則第7条の2第1項第3号ハ) (9頁)</p>	<p>(一社)日本資金決済業協会が令和3年4月2日に制定した「資金移動サービスの不正利用防止に関するガイドライン」に不正取引時の具体的な補償方針・例が示されているが、本資金移動業者の口座への賃金支払に関する資金移動業者向けガイドラインにおける「不正取引時の補償」と平仄が取れているという理解でよいかと考えられる。</p>
4	<p>第2 資金移動業者の指定要件 6 口座からの資金移動(規則第7条の2第1項第3号へ) (11頁)</p>	<p>本ガイドライン案では「指定資金移動業者が、指定資金移動業者口座の残高を受入上限額以下とするために指定代替口座への送金を行う際に、労働者に手数料負担が生じないよう措置している場合、実際に指定代替口座への送金が行われた月については、労働者に手数料負担が生じることなく指定資金移動業者口座から払出する措置がとられていると解することができる。」と記載されている。</p> <p>一方で、実際にこういった手数料体系を取る場合、利用者が意図せざるタイミング・金額で無料引出の権利を費消することが想定され、利用者との間で認識相違等が発生し、出金先の口座を有する金融機関等にも問い合わせが来る可能性が比較的高いと考えられる。そのため、このような手数料体系を導入する資金移動業者については、特にその手数料体系について利用者への情報提供を積極的に行うようガイドラインに記載すべきではないかと考えられる。</p>

No.	該当箇所	意見等
5	第4 賃金の支払に関する業務の実施 1 各事業場における賃金支払の開始 (2)労働者への説明と同意 イ 労働者への説明と提示 (エ) (21頁)	払出の手段について「ATM等の利用や預貯金口座への出金等」とあるところ、出金先は預貯金口座に限られないため、【10頁、「6 口座からの資金移動(規則第7条の2第1項第3号へ)」、(1)払出(現金化)方法】と同様に「ATM等の利用や預貯金口座等への出金等」との記載が適切と考える。
6	別紙様式第12号(第7条の2関係) 資金移動業者口座への賃金支払に 関する同意書	利用者が指定する代替口座を確実に特定する観点から、「4. 代替口座として指定する金融機関店舗名並びに預金又は貯金の種類及び口座番号又は指定する証券会社店舗名並びに証券総合口座の口座番号、名義人」の記載事項は次のとおりとして頂きたい。 記載事項(案) ※原案に下線部を追加したもの ①金融機関名又は証券会社名 ②金融機関店舗名又は証券会社店舗名 ③口座種別 ④口座番号 ⑤名義人(カナ)

以上